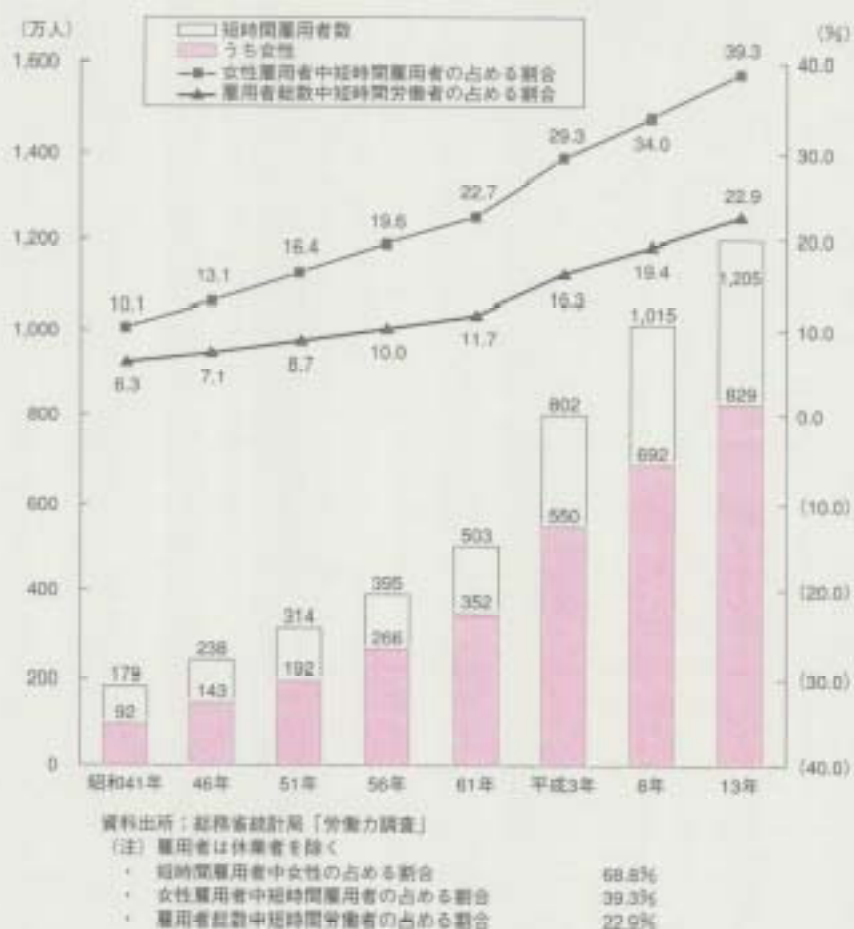


【Iパート労働の現状と問題点】

図表1 短時間雇用者(週間就業時間35時間未満の者)数の推移—非農林業—

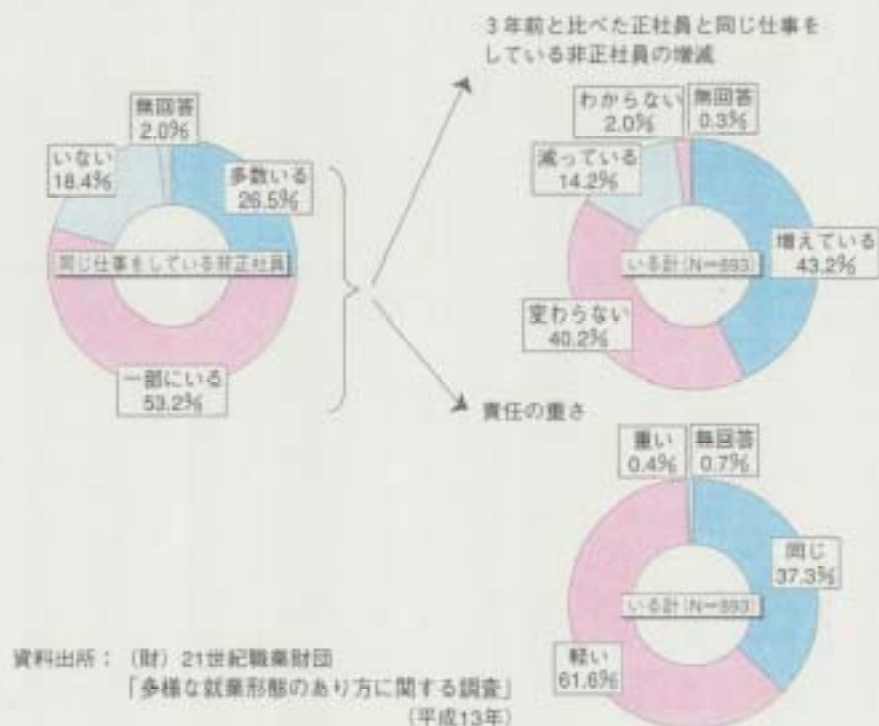


図表2 景気後退期における形態別雇用増減



(注) 非正規とは、パート、アルバイト、派遣、その他(嘱託など)をいう。
 資料出所：総務省「労働力調査特別調査報告」

図表3 正社員と同じ仕事をしている非正社員（事業所調査）



図表4 性別一般労働者とパートタイム労働者の1時間あたり所定内給与額の推移

年	女 性			男 性		
	一般労働者	パートタイム労働者	格 差 (一般=100)	一般労働者	パートタイム労働者	格 差 (一般=100)
平成元年	934円	662円	70.9	1542円	855円	55.4
2年	989円	712円	72.0	1632円	944円	57.8
3年	1072円	770円	71.8	1756円	1023円	58.3
4年	1127円	809円	71.8	1812円	1053円	58.1
5年	1167円	832円	70.1	1904円	1046円	54.9
6年	1201円	848円	70.6	1915円	1037円	54.2
7年	1213円	854円	70.4	1919円	1061円	55.3
8年	1255円	870円	69.3	1976円	1071円	54.2
9年	1281円	871円	68.0	2006円	1037円	51.7
10年	1295円	886円	68.4	2002円	1040円	51.9
11年	1318円	887円	67.3	2016円	1025円	50.8
12年	1329円	889円	66.9	2005円	1026円	51.2
13年	1340円	890円	66.4	2028円	1029円	50.7

資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

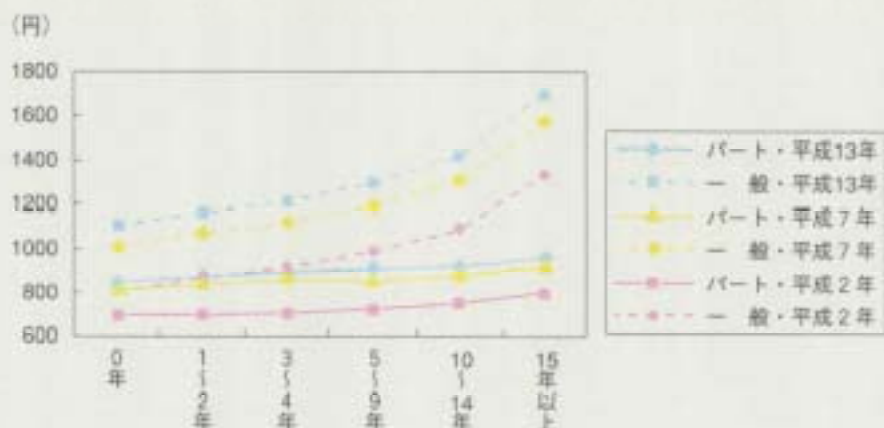
(注) 一般労働者とパートタイム労働者では、勤続年数、職種等に違いがあるので、単純には比較できない。

(注) 一般労働者の1時間あたり所定内給与は、それぞれ該当する一般労働者の所定内実労働時間数から次式により試算した。

「一般労働者の1時間あたり所定内給与額=所定内給与額÷所定内実労働時間数」

パートタイム労働者の1時間あたり所定内給与額については、統計表上の数字を用いた。

図表5 勤続年数別賃金カーブ（時給）

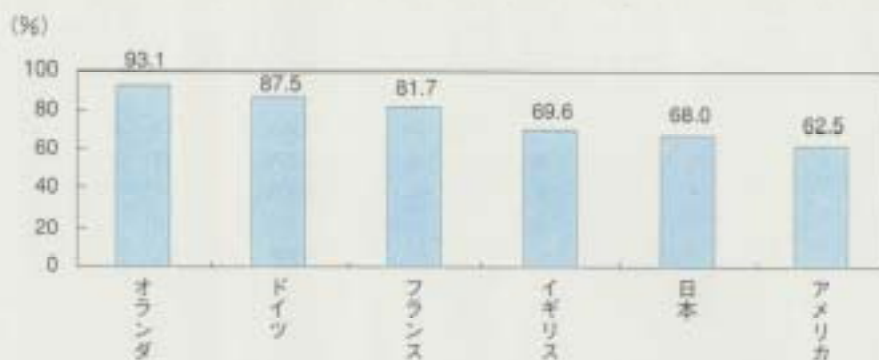


（備考）

厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（パートについては特別集計）により、厚生労働省雇用均等・児童家庭局短時間・在宅労働課で算出した。

パートタイム労働者とは、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも少ない又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者をいう。

図表6 フルタイム労働者に対するパートタイム労働者の賃金水準（女性）



資料出所：日本以外は、OECD "Employment Outlook (1999)" による1994～96年データ。

(EUROSTAT "Structure of Earnings Survey (1995)" 等のデータによりOECDが試算。)

日本は、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（2001年）によるデータに基づき、厚生労働省雇用均等・児童家庭局短時間・在宅労働課で推計。

（備考）フルタイム労働者の時間当たり収入（中央値）に対する、パートタイム労働者の時間当たり収入（中央値）の割合。

（注）日本・アメリカ以外は、全産業のうち、"Community, social and personal service" が除外されている。

図表7 高卒直後の就業状態



資料出所：日本労働研究機構「大都市の若者の就業行動と意識」（平成13年10月）

図表8 主に自分の収入で暮らしているパートの割合



資料出所：厚生労働省「パートタイム労働者総合実態調査」

(注) 「パート」とは正社員以外の労働者で名称にかかわらず、1週間の所定労働時間が正社員よりも短い労働者をいう。「その他」とは、正社員以外の労働者で1週間の所定労働時間が正社員と同じか長い者をいう。